

議員提出議案について

令和6年第2回筑紫野市議会定例会（3月）において、次の発議を提案し、可決しましたので、その内容をお知らせします。

発議第1号-2	筑紫野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
【趣旨】 筑紫野市組織機構の見直しにより、新たにこども部が令和6年4月1日に設置されることに伴い、文教福祉委員会の所管に、こども部の所管に属する事項を追加するものです。	

発議第2号	筑紫野市議会ハラスメント防止条例の制定について
【趣旨】 あらゆるハラスメントは他者に対して行われる極めて卑劣な行為であり、相手に被害を与える「人権侵害」です。また、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながります。 よって、議会内における議員間のハラスメント及び議員の地位を利用した市職員に対するハラスメントを防止するため、筑紫野市議会ハラスメント防止条例を制定するものです。	